国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成27年４月１日～平成28年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	6,918,789,755		
一般管理費	349,496,267		
財務費用	4,992,605		
雑損	1,504,661		
臨時損失	4,881,531	7,279,664,819	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△2,155,012,535		
入学金収益	△ 343,722,400		
講習料収益	△ 32,701,000		
検定料収益	△ 91,100,600		
受託研究等収益	△ 65,187,679		
受託事業等収益	△ 34,631,440		
寄附金収益	△ 97,751,275		
資産見返運営費交付金等戻入	△ 158,533,359		
資産見返寄附金戻入	△ 17,483,676		
財務収益	△ 274,342		
雑益	△ 71,205,754		
臨時利益	△ 6,447,982	△3,074,052,042	
業務費用合計			4,205,612,777
Ⅱ　損益外減価償却相当額			532,248,236
Ⅲ　損益外減損損失相当額			—
Ⅳ　損益外有価証券損益相当額（確定）			—
Ⅴ　損益外有価証券損益相当額(その他)			—
Ⅵ　損益外利息費用相当額			—
Ⅶ　損益外除売却差額相当額			43,490,391
Ⅷ　引当外賞与増加見積額			3,872,827
Ⅸ　引当外退職給付増加見積額			114,377,394
Ⅹ　機会費用			—
Ⅺ　（控除）国庫納付額			—
Ⅻ　国立大学法人等業務実施コスト			4,899,601,625

注）　国又は地方公共団体からの出向職員に係る引当外退職給付増加見積額は23,939,381円です。

Ⅰ　重要な会計方針

国立大学法人会計基準の改訂

当事業年度より、「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」(国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂)」及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省　日本公認会計士協会　平成28年４月21日最終改訂)」を適用して、財務諸表等を作成しています。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、文部科学省の指定に従い、特別運営費交付金により措置された事業等のうちプロジェクト分及び「学長のリーダーシップの発揮」を更に高めるための特別措置枠、国立大学機能強化分並びに特殊要因運営費交付金のうち一般施設（土地建物）借料及び建物新営設備費については業務達成基準を、特別運営費交付金により措置された事業等のうち年俸制導入促進費及び特殊要因運営費交付金のうち退職手当については費用進行基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としていますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	８年～50年
構築物	８年～60年
機械装置	８年～17年
工具器具備品	２年～20年
船舶	５年
車両運搬具	６年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいています。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

外国人教師等平成16年度定員外の者に係る退職一時金については、運営費交付金により財源措置されないため、当事業年度末における自己都合要支給額に基づき退職給付引当金を計上しています。上記以外の者に係る退職一時金については、運営費交付金による財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、当事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積額を控除して計算しています。

５．徴収不能引当金の計上基準

学生納付金債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権は徴収不能実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、それぞれ回収不能見込額を計上しています。